

2021.11 No.64

# 中国税政連

税理士による国会議員等後援会一覧	2	後援会連絡会議と時局講演会	10
コロナ禍での税政連活動	3	令和4年度税制改正に関する建議書の概要	11
第53回定期大会議事録	4	各地区税政連会長と執行役員からのメッセージ	14
令和3年度運動方針・組織活動方針	8	編集後記	28

**中国税理士政治連盟**

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

# 税理士による国会議員等後援会一覧

令和3年10月4日現在  
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住 所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 伸介	楠部 誠
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による佐藤公治後援会	立憲	広島6区	722-0014	尾道市新浜1丁目14-31	090-7977-0823	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による高村正大後援会	自民	山口1区	745-0807	周南市城ヶ丘2丁目1-31	0834-28-3311	松田 明	合田 賢治
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	755-0026	宇部市松山町2丁目7-15	0836-31-7950	原田 鉄也	権藤 和幸
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	石光 孝英	杉本 康平
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	田中 一宏	岸本 充博
税理士による山下たかし後援会	自民	岡山2区	700-0907	岡山市北区下石井2丁目8-6	086-222-7830	横山 雅一	中川 健一
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による斎藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	羽原 伸悟
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目16-12	083-266-4009	中尾 友昭	藤上 博之
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	坂井 孝義
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡1丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

## ■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	731-0101	広島市安佐南区八木2丁目12-34 税理士法人上原会計内	082-873-3731	川本 泰清	上原 博行
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一貫後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播間 光広

### <お知らせ>

本年9月17日、竹下 亘議員(自由民主党・衆議院島根県第2選挙区)がご逝去されました。  
長年のご協力に深く感謝を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈りいたします。

# コロナ禍での税政連活動

(九月十八日開催 第五十三回定期大会会長あいさつから抜粋)

中国税理士政治連盟 会長

## 重 近 實



本連盟第五十三回定期大会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。平素から本連盟の活動にご協力をいただきありがとうございます。今年こそは島根県松江市において、フルスペックの定期大会及び関連行事の開催を期待し、地元のみならず全国的なご協力のもと準備を進めてまいりましたが、今年度も新型コロナウイルス感染症の拡大・収縮の波に飲まれ、昨年に続き開催規模を縮小した大会運営をせざるを得ませんでした。誠に残念に思っております。

さて、昨年度の本連盟の活動状況について少しご報告を申し上げます。税制改正要望に際しましては、毎年十月に与党各部会で要望項目の検討が着手される前に、各府省庁が八月末までに提出する予算要求に合わせて提出される税制改正

要望が、与党の財務金融、経済産業、災害対策等部会の検討プロセスに大きく左右されているとの情報により、後援会の皆様には議員への陳情を二回お願い申し上げました。それに加え、日税政は十月二十日に衆参の国会議員への一斉陳情を実施しました。その結果、税制改正大綱に数件の改正要望が取り入れられるとともに、検討事項として税理士法改正の必要性が顕示されるに至りました。

税理士会員に対する活動の周知については、「もし税政連がなかったらどうなるか」「税政連は誰のためにあるのか」という危機感を訴求したリーフレットを作成し、日税政作成の税政連のしおりと合わせ全会員に送付するともに、特にこれからの世代を担う新規登録者には中国会と連携し、税政連への加入勧奨を支部長会等でお願いをいたしました。

## 第53回

## 中国税理士政治連盟定期大会議事録

## 一. 日時

令和三年九月十八日(土)  
十五時十分～十六時零分

## 算承認の件

第三号議案 令和三年度運動方針

針(案)承認の件

第四号議案 令和三年度組織活動方針(案)承認の件

第五号議案 令和三年度収支予算(案)承認の件

第六号議案 役員任期満了に伴う改選の件

第七号議案 大会決議(案)承認の件

## 三. 出席者

## 【会場出席】

重近会長、伊藤副会長、海老澤総務、井上幹事長、高橋・中原・岡本・荒神幹事、星野会計監事

## 【ウェブ出席】

藤中・富山・中尾・細木副会長、松田・田中総務、山崎幹事

## 【議案】

第一号議案 令和二年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

第二号議案 令和二年度収支決算

された。

次いで本日の出席状況について、構成員六十九名中、本人出席十五名、委任状出席五十四名で構成員総数の二分の一以上の出席数を確保しており、本連盟規約第二十二条第二項の規定により本大会は有効に成立している旨の報告があった。

開会挨拶に移り重近会長から、今年こそは予定地の松江市においてフルスペックの定期大会開催を期待していたが、昨年同様に簡易縮小版の運営となったことを残念に思う。陳情活動をはじめ対面での活動に軸足を置いている本連盟にとっては不利な状況が続いているが屈することなく、地区税政連の幟の配付や助成金の増額をはじめとする後援会の活動支援と、国会のご協力をいただいて新入会員に税政連への関心を高めるためのリーフレット配付や加入勧奨など効果的と思われる諸施策を実施した。今年度は二つの大きな国政選挙を控えているが、国民の政治離れとともに税理士の無関心層も増えている。国会議員に対し税理





士の存在を重要視させることと合わせて、会員に対しても税政連の必要性を、中国会と連携して今後とも訴えていきたいとあいさつがあった。

続いて、司会者が議案審議のため、議長団選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」の声があったため、議長に伊藤副会長、副議長に海老澤総務を指名した。

伊藤副会長は議長席に着き、議事録署名人に中尾副会長と田中総務の両名を指名し、議事に入った。

**第一号議案 令和二年度運動経過並びに組織活動報告承認の件**  
議長は第一号議案を上げ、井上幹事長が、事前配付の議案書により新政権の誕生と第四十九回衆議院議員総選挙への対応、令

和三年度税制改正要望の実現に向けた活動及び税制改正大綱に取り上げられた項目、後援会組織の強化と支援、自民党税制調査会メンバーである林芳正議員へのインタビュー、米子市長選挙への支援としてコロナ禍における組織率向上のための積極的な取組みについてそれぞれ説明した。

議長は、議場及びウェブ出席者に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十九名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第二号議案 令和二年度収支決算承認の件**

議長は第二号議案を上げ、中原財務委員長が、収入の部については衆議院の解散がなかったため日税政からの交付金が減少したが、会費収入が予算を上回ったため当期収入合計はプラスに転じた。支出の部については概ね予定どおりの執行であるが、コロナ禍を受けて思うように集合形式の会議ができなかったことや政治団体主催行事の中止等に伴い政治活動費が大きく予算未消化となった。後援会支援として、幟の作成・配

付やソーシャルメディアスタンス対応のための後援会助成金の増額措置を行った。その他前述の選挙が実施されなかったため選挙対策費が未執行となったが、執行率六七・一%、次期繰越収支差額二千四百七十四万七千九百四十九円で決算したと説明があった。続いて正味財産増減計算書他二つの会計書類を説明し、各事項の説明を終了した。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して星野会計監事から、「会計監査の結果、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正である。」旨の報告があった。

議長は、議場及びウェブ出席者に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十九名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第三号議案 令和三年度運動方針(案) 承認の件**

**第四号議案 令和三年度組織活動方針(案) 承認の件**  
議長は関連のある第三号議案及び第四号議案を一括上げ。

井上幹事長が、第三号議案については運動方針前段と重点運動八項目を朗読し、第四号議案については、五つの委員会による今後の活動事項について説明した。

議長は、議場及びウェブ出席者に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十九名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第五号議案 令和三年度収支予算(案) 承認の件**

議長は第五号議案を上げ、中原財務委員長が、収入の部については会費収入は本年七月一日現在の会費納付者を基準として算出した。支出の部については、島根県から広島県・中国税理士会館に場所を変更し、本日開催の後援会連絡会議と時局講演会の経費を計





上した大会費、ウェブ会議を想定し若干減額した会議費、令和三年十月に任期満了となる衆議院議員の総選挙と令和四年七月の参議院議員通常選挙に備えた選挙対策費、そして昨年度企画したがコロナ禍により全地区開催が未了となっている各地区後援会役員との意見交換会開催を盛り込んだ活性化対策費など、前年度予算から約百五十二万円増額した予算としてと説明があった。

議長は、議場及びウェブ出席者



に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十九名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第六号議案 役員任期満了に伴う改選の件**

議長は第六号議案を上程。慣例により選任の方法は現執行部により任することを議場に求め、一同賛成の後、重近会長に議案説明を求めた。

重近会長が、八月十日開催の正副会長会において会長一名、副会長五名、総務三名、会計監事五名の執行部案を決定したと説明。会長の指示により同案が議場配付と画面揭示され、時間の関係で氏名朗読は割愛した。人事案件のため審議は省略して採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十九名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第七号議案 大会決議（案）承認の件**

議長は第七号議案を上程。井上幹事長が計七項目の朗読を行った。

議長は、議場及びウェブ出席者

に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による六十九名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

以上で、全議案の審議を終了したため、議長は審議協力に対する謝辞を述べ、降壇した。

最後に藤中副会長が閉会あいさつを述べ、十六時零分をもって閉会した。

よって、本大会の議事経過と結果を証するため本議事録を作成し、議長及び議事録署名人は下記のとおり署名押印した。



# 中国税理士政治連盟役員名簿

令和3年9月

役 職 名		氏 名			
会 長		重 近 實			
副 会 長		藤 中 秀 幸 富 山 敬 介 細 木 貞 彦	伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎		
総 務		海老澤 孝 公 田 中 一 宏		松 田 明	
幹 事 長		井 上 博 夫			
副 幹 事 長		篠 原 敦 子 梶 房 健 介 糸 賀 巧	柳 井 卓 正 岸 本 信 一		
幹 事		高 橋 誠 山 崎 安 造 荒 神 五 師	中 原 教 明 岡 本 倫 明		
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 高 橋 誠	副委員長 近 藤 秀 樹 委員 垣 内 康 司 委員 中 川 健 一 委員 森 脇 俊 樹		
	財 務 委 員 会	委員長 中 原 教	副委員長 山 本 忠 生 委員 松 本 拓 也		
	組 織 委 員 会	委員長 山 崎 安 造	副委員長 桑 原 陽 一 委員 岸 本 充 博		
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 國 平 敏 朗 委員 楠 部 誠 幸 委員 山 根 和		
	後援会対策委員会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 矢 尾 井 敏 廣 委員 小 泉 尚 志 委員 森 末 英 男 委員 小 谷 昇		
会 計 監 事		毛利山 正 行 三 宅 典 夫 川 上 眞 次	星 野 泰 輝 岩 倉 恭 司		
会 計 責 任 者		中 原 教			
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸 委員 富 山 敬 介 委員 細 木 貞 彦 委員 重 近 實	副委員長 伊 藤 博 文 中 尾 修 治 郎 井 上 博 夫		
顧 問		小早川 隆 幸 国 富 樫 雄 原 田 啓 吾 杉 山 文 成	島 原 順 良 久 保 雅 典 灘 博 明		
相 談 役		齋 藤 慎 悟 桑 原 添 一 尾 添 憲 男	石 高 雅 美 松 本 正 福		

# 令和3年度運動方針

自 令和3年7月1日  
至 令和4年6月30日

## 一 運動方針

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、本年10月任期満了を迎える第49回衆議院議員総選挙に続き、令和4年7月には第26回参議院議員通常選挙が行われる。税制は我が国の経済復興と国民の生活を守るための礎であり、不安定な社会情勢の中でこそ国民目線に立った税制が必要とされ、その実現のために税政連活動の真価が問われる年となる。さらに、税理士法改正については、令和3年度税制改正大綱において検討事項とされたことから、令和4年の改正実現に向け、全ての税理士政治連盟と税理士会が英知を結集して取り組まなければならない。

本連盟は中国会の基本方針に添い、会員だけでなく納税者からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援して地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

- ・ 国政選挙等への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を進める。
- ・ 税理士法改正については、令和4年の改正実現に向け強力な運動を行う。
- ・ 税制改正への対応については、日税連・日税政の要望実現に向け情報収集の更なる強化に努め、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。
- ・ 税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の保護に資するよう対策を積極的に推進する。
- ・ 中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その方針に基づき各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるとともに情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。
- ・ 租税教育、地方公共団体における包括外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進については、中国会及び地区税政連と連携し積極的に対応する。
- ・ 税理士制度に大きな影響を与える制度改革や他士業資格制度の見直し等の動向について、情報の収集に努め、迅速的確に対応する。
- ・ 政府の震災関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と挙会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、本連盟規約第4条に掲げる目的達成のため、次の重点運動を強力に展開する。

## 二 重点運動

- 1 本年度に実施又は準備を要する国政選挙等において、税理士制度の発展と納税者のための真の代表を国会に送るため、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。
- 2 税理士法改正に向けて、強力な運動を行う。
- 3 令和4年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 4 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 5 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 6 租税教育、地方公共団体における包括外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度等、税理士の公益的業務への活用推進にかかる強力な運動を行う。
- 7 資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を行う。
- 8 政府の災害関連税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- 9 税政連活動により享受される法制度と税理士業務の改善を会員に一層周知するとともに、組織率（加入率）向上につなげるための具体的な施策に取り組む。

# 令和3年度組織活動方針

自 令和3年7月1日  
至 令和4年6月30日

令和3年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

## 一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

## 二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

## 三 組織委員会

- 1 中国会と連携し、本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

## 四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

## 五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

## 後援会連絡会議と

## 時局講演会

組織委員長 山崎 安 造

令和三年九月十八日（土）、中国税理士政治連盟の第五十三回定期大会の前刻に、「後援会連絡会議」と「時局講演会」が中国税理士会館で開催され、ライブ配信された。

後援会連絡会議では、まず中国会親谷調査研究部長が「令和四年度税制改正要望のポイント」を説明された。中国会の意見書と日税連の建議書の取りまとめに関する事などを話され、大いに参考になった。続いて中国会平田制度部長が「税理士法改正」を説明され、テレワーク等二か所事務所問題をどうするか？等話を話された。最後に中税政荒神後援会対策委員長が「選挙活動における留意点」を具体的に話された。例えば、違反者を出さないためサブノートを活用する事や選挙期間中はコピーでも割勘

が良い等話を話された。

続いての時局講演会は、過去に厚生労働大臣、東京都知事を務められた国際政治学者の舛添要一氏が登壇。前日の台風通過により西日本の交通機関がストップし、当日の台風進路にヤキモキしたが、始発から新幹線も通常運行し、何事もなく来館され、役員と懇談後「日本と世界はこれからどうなる？」というテーマを九十分間講演いただいた。時節柄、自民党総裁選に関する事やコロナ関連の話題が多かった。政治家が最も恐れているのは特捜だと言われ、なかなかテレビでは聞けない話であった。また、コロナ関連では、地球温暖化による異常気象により今後は五年〜六年毎にウイルスが再流行するとの予測をされ、怖いなど思ったのは私だけではないだろう。

本日の「後援会連絡会議」の

テーマはそれぞれ大変有意義であり、これをきっかけに、若い会員も大いに後援会に参加される事を期待される内容であった。



国際政治学者  
舛添要一 氏



中国税理士政治連盟  
荒神 後援会対策委員長



中国税理士政治連盟  
高橋 政策委員長（司会）



中国税理士会  
親谷 調査研究部長



中国税理士会  
平田 制度部長

# 税制改正に関する 建議書の概要

## 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

## 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

### 税制に対する 基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

### 建議書の構成

- ❖ 特に強く主張したい4項目の「本建議書における重要建議項目」
  - ❖ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
  - ❖ 全国15税理士会及び当会の580項目の税制改正意見から37項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、4つの重要建議項目のほか、33の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える12項目を掲載(裏面)

## 今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

### 所得税

- ◆ 基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化
- ◆ 所得計算上の控除から基礎的な人的控除(特に基礎控除)へのシフト
- ◆ 多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討
- ◆ 源泉徴収制度の簡素化

### 中小法人税制

- ◆ 内部留保の充実、事業の存続や新規事業への取組みに対する継続的な税制上の支援
- ◆ 資本金と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

### 法人税

- ◆ 財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
- ◆ 租税特別措置の整理

### 消費税

- ◆ 単一税率制度の復活と適格請求書等保存方式の見直し
- ◆ 非課税取引の範囲の縮小
- ◆ 基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告免除制度の創設

### 相続税・贈与税

- ◆ 中間層以下への更なる相続税の課税強化反対
- ◆ 教育資金・結婚子育て資金の贈与特例の廃止、縮小
- ◆ 相続時精算課税制度の見直し
- ◆ 取引相場のない株式等の評価の適正化

### 地方税

- ◆ 税源の偏在性が少ない地方税制の構築
- ◆ 外形標準課税の中小法人への不適用、中堅企業への適用除外検討
- ◆ 個人住民税の手続簡素化
- ◆ ふるさと納税制度のあり方の見直し

### 納税環境整備・その他

- ◆ 経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備
- ◆ 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の一部書面化・電子化
- ◆ 成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大)
- ◆ カーボンプライシングの導入に向けた検討

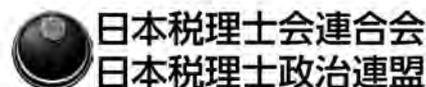
### 国際税制

- ◆ 一般的租税回避否認規定(GAAR)の導入反対
- ◆ 義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担への配慮
- ◆ デジタル課税や法人税の最低税率に関する国際ルールづくりにあたり、国内企業への配慮

### 災害対応税制

- ◆ 災害損失が十分救済される税制の創設
- ◆ 地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

# 令和4年度 税制改正に関する 重要建議・要望項目



## 最重要建議・要望項目

### 1 適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）については、下記の問題点を検討し、必要な措置を講じるべきである。また、少なくとも新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約が解消され、簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は導入を延期すべきである。

#### 1 事務負担に与える影響

適格請求書等保存方式においては、取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要がある。これは、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直すべきである。さらに、基準期間における課税売上高が免税点以下となっても、適格請求書発行事業者の登録を取りやめなければ免税事業者にならない点など、登録制度についても、事務負担軽減の観点から再検討すべきである。

#### 2 市場取引に与える影響

免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業者取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれがある。このため、あえて課税事業者になることを選択することが考えられるが、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があることにも留意すべきである。

一方で、対消費者取引を行う免税事業者は免税事業者を維持する可能性が高い。このため、取引形態の違いにより、事業者免税点制度の公平性が保たれないという問題が生じる。

見直しにあたっては、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式（インボイス方式を含む）及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について、抜本的に再検討すべきである。

### 2 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。

非課税取引については、売上げに対して取引先から消費税相当額を収受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。特に、社会保険診療等については健康保険法等により公定価格とされているため、仕入れに係る消費税相当額を診療報酬に上乘せするなどの調整ができない。このため、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は仕入れに係る消費税を実質的に負担する仕組みとなっている。税率引上げに伴い、この負担はさらに大きくなり、非課税取引を主とする事業者の経営を圧迫する要因となり得る。また、居住用賃貸建物の仕入

税額控除の制限のように特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方法は、税制の簡素化に反する。

消費税の制度は可能な限り、収受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付し又は還付する簡素な制度であるべきである。非課税取引には、「税の性格から課税対象になじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があり、後者については、課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

## 3

### 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

#### ① 基礎的な人的控除のあり方を見直し

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準等を参考に決定していくことが望ましい。

また、最低生活費非課税の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

#### ② 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、基礎的な人的控除の中には適用関係が人的事情や所得の多寡に左右されるものがあること等を踏まえ、全ての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

#### ① 給与所得控除額の縮減

近年、被用者に近い自営業者（雇用的自営）の割合が高まっており、事業所得等との関係からみれば「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより一層拡充し、給与所得控除額については、縮減すべきである。

#### ② 公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、保険料の拠出時には社会保険料控除として全額控除され、年金の受給時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い制度となっている。したがって、公的年金等控除額は可能な限り縮減すべきである。

また、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

## 4

### 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

#### ① 「災害損失控除」の創設

近年、わが国では大規模な災害が頻発している。個人が災害により被害をうけた場合、現行の制度（雑損控除）では、課税所得の計算上、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとされている。しかし、災害による資産に関する損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多くその性格も異なる。

被災した際の経済的損失を回復する手段として保険加入が考えられるが、火災保険への地震保険及び水災補償の付帯率はそれぞれ3分の2程度であり、保険金で損失が全額カバーされる訳ではない。その場合の救済策として、雑損控除から自然災害による損失を独立させて災害損失控除を創設すべきである。

損失額の評価は、時価（再取得価額から減価償却額を控除した額）による評価方法を原則として考えるべきである。建物の再取得価額は、築年数の浅い建物については納税者が保管する領収書等により明らかとなると考えられるが、領収書等を保存していない場合や築年数が比較的古い建物などその再取得価額が明らかではない場合は、固定資産税評価額や建物の標準的な建築価額表に基づく等、合理的な一定の算出方法が考えられる。

災害による損失は生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないため、課税所得の計算上における所得

控除等の順序については、災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず災害損失控除以外の他の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。

また、個人事業者の被災事業用資産に係る損失以外の災害に起因して生じた純損失について、白色申告者についても青色申告者と同様の繰越控除を認めるべきである。

激甚災害等により被害をうけた場合、生活基盤の再建には長期間を要する。したがって、当年分の所得金額から災害損失控除及び純損失を控除しきれない場合の繰越控除期間は、現在の3年間よりも延長されるべきである。損害額に係る一定の書類の保存を要件に控除期間のさらなる延長も検討すべきである。

#### ② 相続時精算課税における受贈財産が被災し損失が生じた場合の救済措置

相続までの間に災害による減失や財産価値の著しい低下などがあっても、相続時精算課税制度により受贈した財産について相続税の課税価格に加算する価額は、贈与時の価額となる。相続税について担税力に応じた課税をするために、災害により相続時の受贈財産の価額が贈与時の価額を著しく下回り、回復の見込みのない場合には、相続時の価額で加算する救済措置を設けるべきである。

# 各地区税政連会長と執行役員からの 二年間の回顧とこれからの展望

## メッセージ



副会長（山口県）  
藤中秀幸

### 連携の強化を

コロナ禍の下、山口県税政連の活動も沈滞化した。令和二年四月十六日（木）、中国会の松田副会長の呼掛けにより企画した中国会山口県連、中税協そして山口県税政連の三者合同の役員会、そしてその後予定していた山口県知事村岡嗣政氏を囲んでの懇話会は、コロナ感染拡大のため中止せざるを得なかった。私自身、中国会山口県連の会議には顧問として出席し、税政連の活動報告をする機会を与えて頂いているが、令和三年八月二十七日（金）に開催された県連会議の際には、松田県連会長

のご配慮によりその会議の席において税政連の総務会を開催することができた。税政連の総務は、山口県内十一支部の支部長で構成されている。令和三年度の税政連定期大会の議案そして衆議院議員選挙への対応を協議し、全員の了承を得ると共に、県連の他の出席者にも税政連の活動の一端を理解して頂いた。今後も三者合同の役員会等を開催し、税理士会の発展のため三者が互いに協力、連携を強化して行きたい。

また、これからの一年は選挙の年となる。予定されている国会議員選挙、そして山口県知事選挙も来年二月に執行される。「税理士による国会議員等の後援会」の会長とは、相互に連携を密にしながら税政連の存在を広く認知させた



副会長（広島県）  
伊藤博文

### 税理士制度の堅持に向けて

引き続き、広島県税理士政治連盟会長という重責を担うこととなりました。広島東支部の伊藤博文と申します。

中国税理士政治連盟規約第四条には、(目的)として、「本連盟は、中国会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のために税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。」とあります。

税理士会は税理士法に基づく特別法人であり、政治活動を行うに

は制限があるために、税理士会とは別の団体として「税理士政治連盟」があります。

そして、税制改正要望の実現のため、税理士制度に関する重要な課題解決のため、税理士会の意見が法律化できるように、あくまでも税理士会の活動に理解のある政党や国会議員等に対し、陳情活動を行っております。従って、与党・野党など政党を問わず陳情します。

つまり、あくまでも税理士法第四十九条の十一の建議権に基づく政治活動を行う団体であり、税理士会の目的に添った要望実現のためのみ活動を行っております。

さらに、税制改正要望の実現のためには、国会議員等の先生方との人間関係の構築のため日ごろからの接触が不可欠となり、後援会を立ち上げ活動を行っているところです。

後援会活動の成果が形となるには時間が必要ですが、永年にわたり先輩の先生方が築いてこられた税理士制度のさらなる発展のために、活動しておりまので、どうか、税理士政治連盟にまだ加入されていない先生は、是非とも会員として登録していただき、そのうえ後援会に入ってください、活動していただければと思います。

税理士制度の堅持及びより強固な確立は、我々に課せられた責務です。



副会長 (岡山県)  
富山 敬介

会長の思いに心を一つにして

岡山東支部の富山です。令和三年九月十八日(土)第五十三回定期大会において、三期目の副会長に就任いたしました。

一昨年の定期大会において、岡山県より選出された、重近實会長

の所信表明は、「本連盟規約第四条(事業)第一号に規定する『税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動』の実現を最優先とすること。その第一歩として、国会議員の秘書と県単位での意見交換会を開催して良好な関係を構築し、最終的には全国統一研修会等の多くの会員が集まる研修会の後刻に、議員の講演会の開催実現に繋げたい。」というものでした。

行動力、企画力を発揮された重近会長が、まず島根県で開催予定とされましたが、コロナ禍の下、集合形式での開催を断念され、六月に島根県税政連及び同県の後援会役員の協力を得て、オンライン会議にて開催されました。岡山県においては、開催断念となりませんでした。

本年度は、まず、本連盟会長のお膝下岡山県において、国会議員の秘書との意見交換会を開催し、より多くの会員にお集まりいただけるよう考えを巡らしたく思っています。

また、より若い会員に、興味をお持ちいただきたく、各種の会員

団体、会員グループにお声掛けをし、本連盟の活動を周知、理解、浸透を図ろうと考えています。

岡山の副会長として、重近会長を誠心誠意お支えしたいと考えておりますので、会員の皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



副会長 (鳥取県)  
中尾 修治郎

過去二年間の執務感想と今後の抱負

第五十三回中国税理士政治連盟の定期大会において、再度中国税理士政治連盟の副会長に選任されました鳥取県税理士政治連盟会長の中尾です。二年前第五十一回の定期大会にて選任された重近中税政会長のもと「政治連盟のいろは」を伝授され、他の副会長の方々と共に税理士会、国会議員と

の太いパイプを持ちつつ、税理士会の要望に沿った税制の建議等や、中税政の組織率向上、さらには委員会の活性化を目指していた最中にコロナ禍に見舞われ、ほとんどの活動が停滞し、参加の会議のみの活動になってしまいました。一期目の最後の年、第五十三回定期大会では島根県松江市にて行われる予定が広島県の税理士会館にてハイブリッド方式開催に変更され、その大会で議長役を務めるはずでした私は出番を失い「私が中尾です！」と言う自己アピールする機会がなくなりました。とても残念であります。

これからあと二年、今後の抱負と致しましては、今までコロナ禍で出来なかつた施策を『全てやり遂げる・なんでもする』と言う勢いで、あと二年頑張っていく所存であります。

最後になりますが、中税政の重近会長をはじめ各地区税政連会長と執行部役員の皆様、そして鳥取県税政連役員と代議員の皆様方の惜しみない協力をお願いいたします。



副会長（島根県）  
細木 貞彦

### 政治連盟活動にご協力を

島根県税理士政治連盟会長二期目となりました、細木貞彦です。本来であれば、第五十三回中国税理士政治連盟定期大会は松江市において、多くの会員の皆様及び来賓の方々に参加いただき、ご意見を頂戴するところでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため規模を縮小し、広島市・中国税理士会館での開催となりました。来年こそは、松江において通常通りの開催が行えることを切に希望しています。

本年は任期満了に伴う衆議院議員選挙が行われます。島根県には一区・二区の二選挙区があり本連盟におきましては、一区細田博之氏（細田派会長）二区竹下亘氏（竹下派会長）の二氏の立候補予定者を推薦し、各税理士による後援会を中心に、運動を展開するこ

ととしておりました。しかし、竹下亘先生が体調不良のため立候補を辞退され、その後ご逝去されました。二区におきましては、自由民主党より新たな候補者として高見康裕氏の推薦依頼があり、本連盟は推薦を決定し、応援をしております。

税制改正につきましては、税理士会が建議書を立案して行政府への意見具申をし、税理士政治連盟がこれを基に作成された税制改正要望書によって立法院に制度改革の実現に向けて働きかけを行っています。税理士会と政治連盟は一体となり運動してまいりますので、会員の皆様方には引き続きご理解とご支援をお願いいたします。



幹事長  
井上 博夫

### 三期目就任にあたって

令和三年九月、第五十三回定期

大会も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、場所を中国税理士会館で（代議員の皆様には委任状出席という形）の縮小開催となりました。それでも、コロナ禍の昨年を振り返り、新しい年度のスタートを切りました。

いま、中国税理士政治連盟が抱える大きな課題は、全国の税政連にも共通の課題である加入率の低下です。国民全体が政治に無関心になりつつある今日、税理士会員のなかにもその傾向が広がっているのかな、と感じているところです。

税政連の目的は、税理士会の方針に添って、私たち税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度、租税制度そして税務行政を確立するために政治活動を行うことを目的としています。そして、その目的達成のために、私たち税理士として納税者の政治意識、租税論理の高揚を図るための政治活動を行い、政府、政党、国会議員などへの陳情、請願という政治活動を行っていきます。

私たち税理士の政治意識の高揚

を図る活動としては、先日開催された第五十三回定期大会に合わせたの時局講演会、コロナ禍でのオンライン開催となりましたが、国際政治学者の舩添要一氏をお招きして講演会を開催しました。遡り、「2023中国税政連」では、自民党税調インナー、小委員長であった林芳正前参議院議員に税制改正大綱の作成過程、そして今後の税理士に期待すること等を聞かせていただく機会も設けました。

そして、税制改正、税理士法改正の要望実現のために自民党、公明党の与党幹部や地元選出の国会議員への陳情を行います。

この陳情の前提は、後援会活動が活発か、またそうでないかによってその結果は変わってきます。広辞苑で「後援」を調べると「②後方からたすけること③資財などを供給して、援助を与えること。うしろだて。」とあります。被後援者はこの広辞苑に記載してあること、つまり後援会へその行動を期待しています。中国税政連五県下で現在二十八の税理士による国会議員等後援会が結成されていますが、後援会活動に関するア

ンケートにおいても、会員の増強ができない、会員の平均年齢が高くなっていく、などの悩み、問題点が平均して聞かれます。後援会幹部の皆さまは常日頃からこの問題点に対して策を施しておられると思います。声掛けしても反応がないのかもしれない。しかし、ここは継続した行動が必要です。この度、税理士法改正を令和四年度税制改正とともに審議していく予定となっています。主旨は、withコロナ、afterコロナの社会经济状況を見据え、ICTを前提とした税理士制度への変革が求められている中、税理士を取り巻く環境の変化に的確に対応すべく、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点からの改正要望です。今回の改正要望理由の中にも納税者利便の向上を図るとあり、納税者のための租税制度、税務行政の確立のためにも、主張すべきことは継続して主張していく、そして税理士法、税法という法律の改正を必要とするものであるが故に、後援会活動を通しての政治連盟の活動が要ります。政治連盟の活動成果は全ての税

理士会員が等しく享受します。政治連盟がその目的である税理士会の要望を実現するためには、ひとり一人の税理士の理解と協力が不可欠です。



政策委員長  
高橋 誠

これまでの二年と  
これからの二年

前期に引き続き政策委員長を務めさせていただきます広島西支部の高橋誠と申します。

この二年間で行ってきた政策委員会の主な活動は①日税政と日税連の連名による「税制改正に関する要望」のとりまとめに向けて、中国会調査研究部での検討内容も踏まえた上で日税政に対し答申を行うこと、②とりまとめられた税制改正要望の実現に向けて、日税政により実施される関係議員への一斉陳情に参加し、中国地方選出

の国会議員に面会の上直接陳情を行うことです。国会議員への陳情は衆参両院の議員会館を中心に半日で二十を超える議員事務所等も回りかなりハードですが、一人でも多くの議員に接触ができるよう取り組んでいます。

令和四年度は通常の税制改正要望に加え税理士法の改正要望も陳情の対象となっています。日頃後援会活動で楽にいただいている関係を最大限生かすべく、税制改正要望として税理士法改正要望の実現に向けてしっかりと陳情を行いたいと考えています。



財務委員長  
中原 教

財務委員長を務めて

若輩者の私が財務委員長を務めさせていただき、はや二年が経ちました。

在任期間中がコロナ禍であった

ことで、会場開催での役員会、委員会ほとんどなく、ましてや懇親会もありませんでした。

しかし、財務委員長は九月の定期大会での決算説明、予算説明には会場出席する必要があり、このような大役が初めてであった私は縮小開催の定期大会ながら大変緊張した記憶が残っております。特に初めての決算・予算説明では内容を端折りすぎ、「前委員長は丁寧に説明されていた」との遠回しなご指摘を受けてしまいました。前任は岡山県税理士政治連盟の幹事長でありましたが、こちらもほぼ初めての政治関連業務でしたので、合計で四年間務めてようやく慣れてきた感があります。

中税政では、会員減少と会費未納に拍車がかかっており、前委員長の尽力で会費を上げた後の次の一手を考える時期がそう遠くないと考えております。財務委員会の使命である財務内容の充実のための次の一手を考えるべく、皆様からのご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。



組織委員長  
**山崎 安造**

### 今日までそして明日から

令和元年の中国税政連の定期大会が鳥取市で開催され、組織委員長という大役を仰せつかり、私の中税政の幹事及び日税政の委員活動がスタートしました。

最初の役目は令和元年十二月に開催された日税政の組織委員会でした。まだ新型コロナウイルスが世に姿を現す前であり、東京はオリンピックに向かって大変賑わい、全国から集った委員による会議も大いに盛り上がりました。

日税政の組織委員会では会員の定義と収納方法が主な議題であり、対応によっては訴訟にもなりかねないため注意喚起してまいりました。そこで本連盟では令和元年の定期大会で規則第三条（組織）を改正、さらに翌二年度には、地区税政連に改正規約のヒナ型を提示し規則の改正を促しました。その

後日税政では加入率の向上を目指し、税政連の存在意義と活動内容を明解に説明したりリーフレットを作成し、本連盟では令和三年五月に会員の皆様に配付しました。これらが今日、二年間の主な活動です。

そして明日から令和三年度に向けての活動は、重近会長がかねてから仰るように、本連盟は十五単位税政連の中でトップクラスの組織率（加入率）を誇っているが、最近では微減傾向にあり、そこで地元で影響率の強い中税会各支部長に協力をお願いし、中税会と歩みを共にするための施策を考えています。そのためにもリーフレットを大いに活用して頂き、あわせて後援会活動等を支援して組織率の向上を目指してまいります。今後とも会員の皆様の御協力をお願いします。



広報委員長  
**岡本 倫明**

### 広報活動の責務

このたび広報委員長を拝命しました広島東支部の岡本倫明です。

早いもので、今回で広報委員長四期目を拝命いたしました。これまでの経験を踏まえて会員の皆様のご支援のもと、責務を全うしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

税理士政治連盟は、税理士組織のなかではあまり注目のされない団体ですが、税理士の社会的地位及び経済的な地位の向上のために、政治活動を通じてこれを実現するための組織です。

その中で広報委員会は、税理士政治連盟の活動をわかりやすく会員の皆様にお届けすること、議員後援会の活動報告と加入促進、会員の政治活動に関心を持ってもらうための企画の立案を目指しております。

私を含めて四名の委員が協力して活動をしてまいりますので、会員の皆様のご協力と参加を切に希望いたします。



後援会対策委員会委員長  
**荒神 五師**

### 後援会対策委員会の役割

日頃より当委員会の活動に対し、ご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

当委員会の活動方針は（一）後援会活動の活性化（二）国会議員等の後援会づくりの促進・育成・拡充強化となっております。これまで、中税政の定期大会にあわせて後援会連絡会議を開催してきました。平成二十九年は後援会活動活性化を目的に「後援会活動の現状と問題」として南條日税政後援会対策委員長に、平成三十年は「中税政後援会活性化と今後の課題」として三後援会の会長・幹事長に

## 日税政・中税政役員による 大臣事務所への激励訪問

お話を頂き、令和元年は効果的陳情について「税制改正要望と陳情ポイント」を大石日税政国対委員長に、そして初めての試みとして令和二年一月に各後援会から横断的に意見をお聞きするために「後援会活動に関する意見交換会」を開催いたしました。今年度は中国会とジョイントして「令和四年度税制改正要望のポイント」を親谷調査研究部長に「税理士法改正」を平田制度部長にお聞きしました。

一方、令和二年三月には若い会員の後援会活動参加について座談会を企画し、四名の会員の方に意見を伺いました。このように後援会活動の課題の共有化による横断的解決方法の模索と、政治連盟の目的実現の一つである税制改正要望の理解と陳情の効果的な手方を理解いただけるよう段階的に進めてまいりました。

今後の活動につきましては、令和三年六月にオンライン開催となった島根県税政連との「後援会活動に関する意見交換会」のように引き続き各県税政連との交換会を実施する予定です。今後におきましても皆様のご協力・ご支援をお願い申し上げます。

令和三年十月四日（月）、衆参

両院本会議における首相指名選挙で岸田文雄自民党総裁が第百代総理大臣に選出され、自民・公明連立による岸田内閣が誕生した。本連盟の後援議員から内閣総理大臣、国土交通大臣そして防衛大臣が誕生した。岸田総理はこの内閣を、新時代を国民と共に作る「新時代共創内閣」と名付け、新型コロナウイルスへの対応や経済対策の策定を喫緊の課題として取り組む強い決意表明をされた。

臨時国会が十月十四日（木）に閉会し、公示日を十九日（火）として過去に例のないスピードで、今回第四十九回目となる衆議院議員総選挙の火ぶたが切られる中、同月十七日（日）と十八日（月）の両日、日税政太田会長、渡邊幹事長、秋山政策委員長と本連盟の重近会長、井上幹事長が、岸田文雄内閣総理大臣、斉藤鉄夫国土交通大臣と前自民党税制調査会インナー議員であり、今回山口県三区

に鞍替え出馬を表明している林芳正前参議院議員を激励するため地元事務所を訪問した。

残念ながら各候補とも公務等都合によりご本人と面会することは叶わなかったが、岸田事務所では後援会長の尽力により裕子夫人と面会でき、総理就任の祝意を伝えるとともに、今後ますますのご活躍を祈念した。

■ 林 芳正事務所（田中秘書）



■ 斉藤鉄夫事務所（平木事務長）



■ 岸田文雄事務所（裕子夫人）



日本税理士政治連盟

第五十五回定期大会開催

令和三年九月三十日(木)日本税理士政治連盟の第五十五回定期大会が、東京都品川区・日本税理士会館で開催された。



う改選等では太田直樹会長が再任され、「引き続き、誇りと使命感をもって税政連活動に尽力する。今後は衆院選対応など一瞬の休息も許されない」と力強いあいさつがされた。



本年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国会議員出席の懇親会の中止等、開催規模を縮小した運営となった。  
同大会には、令和二年度運動経過・組織活動報告、令和三年度事業計画・予算案の他計七議案が上程され、その全てが承認された。  
このうち、役員任期満了に伴

- 第一号議案 令和二年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
- 第二号議案 令和二年度収支決算承認の件(監査報告)
- 第三号議案 令和三年度運動方針決定の件
- 第四号議案 令和三年度組織活動方針決定の件
- 第五号議案 令和三年度収支予算決定の件
- 第六号議案 役員任期満了に伴う改選の件
- 第七号議案 大会決議決定の件

日本税理士政治連盟役員等名簿

令和3年10月12日

名誉会長 (1人)	神津 信一 (東京)
会長 (1人)	太田 直樹 (東海)
副会長 (15人)	久保 直己 (近畿)、名倉 明彦 (東京)、青木 正 (東北)、 三堀 孝夫 (東京地方)、平野 芳和 (千葉県)、小林 俊一 (関東信越)、 名越 隆雄 (北海道)、菱田 裕之 (名古屋)、田中 克明 (東海)、 森陰 輝夫 (北陸)、重近 實 (中国)、清藤 智彦 (四国)、 上村 常憲 (九州北部)、宮本 律夫 (南九州)、羽地 明人 (沖縄)
総務 (3人)	杉田 宗久 (近畿)、足達 信一 (東京)、江本 英仁 (関東信越)
幹事長 (1人)	渡邊 輝男 (関東信越)
副幹事長 (8人)	田 達満 (近畿)、秋山 典久 (関東信越)、吉田 恵幸 (東北)、 吉川 裕一 (東京)、小島 善弘 (名古屋)、河合 省吾 (東海)、 谷 幹夫 (北海道)、井上 博夫 (中国)
幹事 (15人)	坂田 覚 (東京)、中川 公登 (東京地方)、茂木 浩 (千葉県)、 百瀬 征男 (関東信越)、旭 輝明 (近畿)、平野 重善 (北海道)、 大橋 健二 (東北)、中野 修宏 (名古屋)、中川 直之 (東海)、 中村 淳 (北陸)、高橋 誠 (中国)、岩佐 誠志 (四国)、 山嶋 寿人 (九州北部)、米川 健一 (南九州)、石川 正剛 (沖縄)
会計監事 (3人)	池 淳一 (関東信越)、杉本 幸弘 (近畿)、鈴木 剛 (東海)

# 後援会へのご入会について

令和3年11月  
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在28の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

## ■ 入会を検討中の後援会について（「記入欄」に○印をお付けください。）

注：「選挙区等」は平成28年10月施行第48回総選挙時の当選区です。

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		細田博之後援会	島根1区	
平口 洋後援会	広島2区		斉藤鉄夫後援会	比例区	
寺田 稔後援会	広島5区		宮沢洋一後援会	参議院 広島	
佐藤公治後援会	広島6区		林 芳正後援会	参議院 山口	
小林史明後援会	広島7区		江島 潔後援会	参議院 山口	
高村正大後援会	山口1区		まいたち昇治後援会	参議院 鳥取・島根	
岸 信夫後援会	山口2区		青木一彦後援会	参議院 鳥取・島根	
河村建夫後援会	山口3区		片山さつき後援会	参議院比例	
安倍晋三後援会	山口4区		片山虎之助後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
山下たかし後援会	岡山2区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		松井一實後援会	広島市長	
加藤勝信後援会	岡山5区		伊木たかし後援会	米子市長	
石破 茂後援会	鳥取1区				
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区				

## ■ 入会関係書類送付先

## ■ 氏 名

## 税理士VIP代理店 キャンペーン

全税共・中税協からギフトカードをプレゼント!

### 第22回税理士VIP代理店 推進キャンペーン (Z1)

#### 税理士事務所のVIP代理店推進

- 対象 税理士会会員
- 期間 令和3年1月1日~12月31日
- 奨励基準 期間中に税理士VIP代理店登録した者 \*過去のキャンペーンで奨励対象となった者を除く。  
全税共からギフトカード 1万円 + 中税協からギフトカード 1万円

さらに!

登録後、6カ月以内に  
1件以上の契約があった場合  
プラス5千円

【地域(支部)奨励策】  
上記1件につき、所属地域に  
奨励金1万円

### 第21回税理士VIP代理店 拳績キャンペーン (Z2)

#### 優績代理店にギフトカードをプレゼント!

- 対象 税理士VIP代理店
- 期間 令和3年7月1日~12月31日
- 対象契約 期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- 表彰基準及び賞品

賞名	表彰基準	賞品
全税共から ドリームA賞	月額保険料100万円以上	10万ギフトカード
ドリームB賞	月額保険料 50万円以上	5万円ギフトカード

\*ドリームA賞・ドリームB賞は他社との乗合の合計額とする。

賞名	表彰基準	賞品
中税協から 中税協特別賞	月額保険料 50万円以上	5万円ギフトカード
中税協理事長A賞	月額保険料 20万円以上	3万円ギフトカード
中税協理事長B賞	月額保険料 10万円以上	1万円ギフトカード

\*全税共・中税協の各賞は重複表彰あり。\*営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。

\*VIPの年払契約の場合は1ヵ月分(12分の1)を計上する。\*全税共年金の一括払いの保険料は100分の3を計上する。

\*他契約(全税共扱い以外の契約)からの変更も拳績の対象とする。

### 中税協・税理士VIP代理店 乗合推進キャンペーン (Z3)

#### 登録会員にギフトカードをプレゼント!

- 対象 税理士VIP代理店
- 期間 令和3年1月1日~12月31日
- 奨励基準 期間中に乗合代理店登録した者  
中税協からギフトカード 1社あたり5千円

#### 税理士VIP代理店の資格

- 一般代理店になる場合(特定1社専属の募集代理店)  
一般課程試験に合格すること
- 乗合代理店になる場合(複数社の募集代理店)  
一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上  
いて、その中に専門課程試験に合格した教育責任者及び業務管理責任者がいること



※中税協から各生保にキャンペーン入賞者氏名の情報公開を依頼します。情報公開を希望しない方は、該当生保にお知らせください。

中小企業経営者の  
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

# 安心の材料をご提供します。

## 小規模企業共済制度

●制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外には差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします



## 経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

### 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

### 2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

### 3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から  
会社を守る制度です！



※詳しくはホームページまたはパンフレットをご覧ください

Be a Great Small.  
中小機構

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

お問合せ 中国税理士協同組合  
TEL: 082-246-0088

事業主さん

# 国がバックアップする 退職金制度があること、 ご存知ですか

それが、

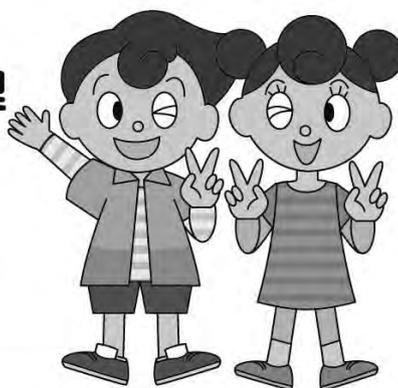
## 中小企業退職金共済制度

1. 国の制度だから安心  
しかも掛金の一部を国が助成します。

まず、特長はこの3つ

2. 社外積立でラクラク管理  
社外積立なので手間がかかりません。

3. 掛金は全額非課税で有利  
手数料もかかりません。



さらに

パートタイマーさんや  
家族従業員も加入できます。

\*他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

お問合せもお気軽に

詳しくは  
ホームページで

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

税理士協同組合  
組合員 各位

日本税理士協同組合連合会

「3大疾病保障共済制度」制度発足のご案内

日頃は、組合事業にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
 「日本税理士協同組合連合会」では、全国の税理士事務所で働く職員の皆様の福利厚生制度の充実を進めております。組合員事務所向けの生命共済制度「優Youプラン」に次ぐ第二の福利厚生制度として、令和3年5月に「3大疾病保障共済制度」が発足しましたのでご連絡いたします。  
 また、制度発足にあたり多くの組合員・税理士事務所の職員の方が加入されましたので、スケールメリットを活かし当初の掛金より更に割安な掛金でスタートすることができております。(裏面参照)  
 事務所の職員の皆様が個人個人で加入することができますので、職員の皆様が本制度について必ずご説明いただきますようお願いいたします。また、受託会社である住友生命保険相互会社「共済制度推進委員」が貴事務所へ訪問の節は職員の皆様への説明の場を設定いただく等ご高配よろしく願いたします。  
 日本税理士協同組合連合会 理事長 花嶋 実

「優Youプラン」に「3大疾病保障共済制度」をセット→充実した保障内容を準備できます!!

「3大疾病保障共済制度」

- 保障内容  
がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中により約款所定の条件に該当した時、一時金をお支払い(死亡および高度障害保障はありません)
- 個人加入型
- 剰余金が生じた場合には配当金が支払われます。



日本  
税協連  
福祉会  
HP

「優Youプラン」

- 保障内容  
死亡保険金、高度障害保険金
- 事業所一括加入型
- 剰余金が生じた場合には配当金が支払われます。  
(※令和元年度の配当実績は、負担保険料の 約37%です)

令和元年度「優Youプラン」  
死亡保険金支払64件。  
うち3大疾病によるもの51件  
死因の約80%です!

- がん43件
  - 膵がん 9件
  - 大腸がん7件
  - 肺がん 5件
  - 食道がん4件等
- 心疾患6件
- 脳血管疾患2件

膵がんは3年連続でがんの中で一番多くなっています。  
 平成29年度 がん37件中 6件  
 平成30年度 がん32件中 7件

平成29年度約69%  
 平成30年度約63%  
 過去3年平均約71%です!

(ご参考)  
**日本人の3大疾病  
 死因割合 約51%**  
(出典)厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計(確定数)」より住友生命算出

※配当金は収支計算状況(支払保険金の多寡等)により変動します。  
 ※配当金が支払われた場合は、お手頃な掛金の実質的負担が更に軽減されます。なお、記載の還付率は過去のものであり、将来のお支払いをお約束するものではありません。保険期間途中で脱退された場合、その脱退事由に関わらず配当金は支払われません。

日本税理士協同組合連合会事務局行  
 (FAX:03-5740-0921)

ご希望項目の□に「レ」を入れてご送信ください

「3大疾病保障共済制度」

- パンフレット送付希望
- 説明が聞きたい(住友生命から連絡します)

「優Youプラン」

- パンフレット送付希望
- 説明が聞きたい(住友生命から連絡します)
- 加入済

氏名 \_\_\_\_\_ (ご担当 \_\_\_\_\_) (税理士登録番号 \_\_\_\_\_)

連絡先TEL \_\_\_\_\_ [連絡希望時間 \_\_\_\_\_ 時頃] 1/2

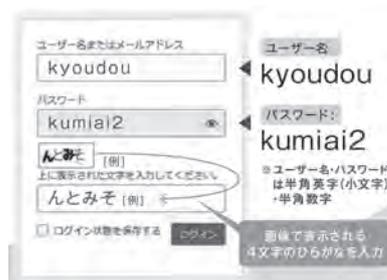


## 中税協メールマガジンに登録すると お役立ち情報が届きます！

組合員・賛助会員の皆様に当組合のオトクな情報をメールマガジンで配信しています。書籍の割引情報や知っておくと便利な組合事業などタイムリーにお届けいたします。ぜひこの機会にご登録ください。

- 1 中税協ホームページ <https://www.chuzeikyo.or.jp> にアクセス

- 2 組合員専用ページにログイン



- 3 組合員専用ページの上部「お問い合わせ」をクリック



- 4 組合員名等の**必須項目**を入力、「メールアドレス」を入力して「メールマガジンの登録をする」に**チェック**を入れて、登録内容を送信してください

お申込み項目で「メールマガジンの登録」を選択

メールマガジンの登録

「メールマガジンの登録をする」を選択

● メールマガジンの登録をする

中国税理士会の皆様へ

# 新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁  
(関東信越税理士会 会長)

税理士  
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館 5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は  
公益財団法人日本税務研究センターが運営する  
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは  
こちら



去る九月十八日(土)に中国税理士会館で開催された令和三年度中税政定期大会に先立って、国際政治学者の舛添要一氏による時局講演会を拝聴した。今回は本来であれば高根県松江市のホテル一畑で開催されるはずであったところ、緊急事態宣言のもと、やむを得ず広島市の税理士会館に場所を移し、大会をはじめとする当日の様々な催事が中税政役員ほか一部の者による運営となり、当然に舛添氏の講演もオンライン配信となった。ホテル一畑で開催できなかったことは極めて遺憾であったが、舛添氏の講演を目の前で拝聴できたことは大変喜ばしいところであった。

小泉政権以後の政治体制の中で右派が得票数で優位に立つ理由、政府のコロナ対策の愚策ぶり、世界における日本の生きる道についてユーモアも交えた楽しい時間となった。東京からでもオンライン配信ができるのに、あえて来広して有意義な講演をいただいたことに感銘する反面、使い古したよれよれのビニール傘をもって登場され、庶民的な一面をのぞかせた新しい発見もあった。

岡本 倫明

新型コロナウイルスもようやく沈静化し、九月三十日に緊急事態宣言も解除され、広島県内飲食店の営業自粛要請も十月十四日に解除された。ワクチン接種も二回目終了者が全国民の六五%を超え、今三回目の接種時期が検討されている。私もほちほち、巣籠りや家飲みから外食、旅行など外の世界に踏み出そうと考えている。

一方、事務所の方は、国・県・市の月次支援金事務手続きの相談や指導、インボイス制度に関する顧問先への説明や、登録申請の届出準備に追われている。

また、例年のように年末調整事務が始まる。今年は、コロナで説明会は中止、分厚い百二十ページに及ぶ「年末調整のしかた」をもらって、年末調整事務を完全に覚えるのは少し難しい気がする。源泉徴収に対する徴税費は国税百円に対し一・四三円と非常に少ないが、納税者が負担する納税協力費用は、税制の煩雑さから年々負担が増加しているように感じる。

今年も十一月十一日から十七日まで国税庁の「税を考える週間」が始まる。我々税理士も「税制改正に関する建議書」などを参考にして、税の問題点を真剣に考え、政党・国会議員に訴えていかねばならないと思う今日この頃である。

國平 敏朗

先日、菅義偉首相が自民党総裁選不出馬を表明したことには大変驚いたが、これにより次期衆院選の投票日が衆院議員の任期が満了する十月二十一日より後にずれ込む見通しとなった。現行憲法下で初のケースのようなのである。衆院選は(一)任期満了(二)衆院解散によるもの(三)二通りなのだが、私も衆議院議員は、解散があるから選挙のサイクルが短くて大変だなあと漠然と感じていた。

気になったので解散について調べてみることにした。内閣の助言と承認により、天皇の国事行為として行うとする七条と、衆議院で内閣不信任決議案が可決された場合に、衆議院を解散するか、内閣総辞職をしなければならぬとする六十九条、どちらかのパターンのようである。日本国憲法の施行後に行われた二十四回の解散のうち、六十九条による解散はわずか四回、七条による解散は、事実上、総理大臣が、最も都合が良い時期を選んで決めることができるのでほとんどの場合、解散権を能動的に行使するようである。さて、この原稿の執筆中に岸田新総裁が誕生した、おめでとうございませう！間もなく衆議院議員選挙に突入していく、我々も選挙結果に注目していきたい。

楠部 誠

令和三年二月から新型コロナウイルスワクチン接種の受付が開始されました。医療従事者等や、高齢者への接種に続き、基礎疾患を有する方や一般の方への接種が進んでいます。

新型コロナウイルスワクチン接種には、コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果が期待されています。先日、インターネットから予約し、ファイザー社製のワクチンを接種しました。接種後に頭痛、発熱、倦怠感などの副作用が報告されていたこともあり、念のため解熱剤を用意しワクチン接種を受けましたが、幸いにも解熱剤の出番はありませんでした。

九月下旬に緊急事態宣言が解除され、感染者数は減少傾向に向かっています。羽目を外したい気分になりますが、次の波に備えて、感染リスクと経済活動のバランスを取りながら日常生活を送りたいと思います。

さて、今回から広報委員に加わることになりました。献身的に取り組んで参りますのでよろしくお願い致します。

山根 和幸